

付 議 第 7 号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則議案

教員免許更新制に関する規則（平成 21 年高知県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教育免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第6条関係)



有効期間更新申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地 (都道府県名)
 住所
 勤務 (予定) 校・機関
 職名
 フリガナ
 氏 名

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法第7条第4項の証明書 (免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)

2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に

裏面に記入してください。

- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものの全てを○で囲んでください。）。
- 4 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄、「修了（履修）年月日」欄及び「対象免許種」欄にそれぞれ記入してください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされないことがあります。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）



更新講習修了確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）
 住所
 勤務（予定）校・機関
 職名
 フリガナ
 氏 名

⑩
 年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

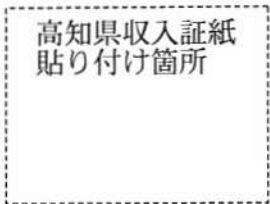
領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第3条第1項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものの全てを○で囲んでください。）。
- 4 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄、「修了（履修）年月日」欄及び「対象免許種」欄にそれぞれ記入してください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされないことがあります。

第5号様式（第9条関係）



修了確認期限経過後の期間内確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）
 住所
 勤務（予定）校・機関
 職名
 フリガナ
 氏 名

Ⓜ
 年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了（履修）年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第3条第1項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄にそれぞれ記入してください。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由及び内容

- (1) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられることに伴い、義務教育学校を追加しようとするもの。
- (2) 教育職員免許法施行規則等の改正に伴い、免許状更新講習に選択必修領域が導入されたことに伴い、必要な申請書様式の変更を行おうとするもの。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 表 照 対 表

新
本則
教員免許更新制に関する規則(抜粋)

第2条 略
(免許状更新講習を受講することができる者)

2 規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 略
- (2) 規則第9条第1項第3号ハに掲げる法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。)を設置するものに限る。)又は同号ニに掲げる法人(同号ニの幼保連携型認定こども園の設置が県内であるものに限る。)の理事

別記第1号様式(第6条関係)

有効期間更新申請書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

更新講習修了確認申請書

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

[別紙参照]

旧
本則
教員免許更新制に関する規則(抜粋)

第2条 略
(免許状更新講習を受講することができる者)

2 規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 略
- (2) 規則第9条第1項第3号ハに掲げる法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。)を設置するものに限る。)又は同号ニに掲げる法人(同号ニの幼保連携型認定こども園の設置が県内であるものに限る。)の理事

別記第1号様式(第6条関係)

有効期間更新申請書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

更新講習修了確認申請書

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

[別紙参照]

(新)

別記 第1号様式 (第6条関係)

高知県収入証紙
貼り付け箇所

有効期間更新申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法第7条第4項の証明書 (免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に

(旧)

別記 第1号様式 (第6条関係)

高知県収入証紙
はり付け箇所

有効期間更新申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	
		年 月 日	

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法第7条第4項の証明書 (免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 2 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。

(新)

裏面に記入してください。

- 3 2 欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものをすべて記す）。
- 4 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2 欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2 欄の「選択領域」の項の「開設者」欄、「修了（履修）年月日」欄及び「対象免許種」欄にそれぞれ記入してください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされかねないことがあります。

(旧)

- 3 2 欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものをすべて記す）。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされかねないことがあります。

(新)

第4号様式(第8条関係)

高知県収入証紙
貼り付け箇所

更新講習修了確認申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び
2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条
第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の の本籍地(都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたので、次のとおり申請します。

(旧)

第4号様式(第8条関係)

高知県収入証紙
はり付け箇所

更新講習修了確認申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び
2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定によ
り、更新講習修了確認を受けたので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の の本籍地(都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたので、次のとおり申請します。

(新)

- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状又は特別支援学校の教諭免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものを全てを○で囲んでください）。
- 4 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄、「修了（履修）年月日」欄及び「対象免許種」欄にそれぞれ記入してください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされたいことがあります。

(旧)

- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものを全てを○で囲んでください）。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされたいことがあります。

(新)

第5号様式(第9条関係)

高知県収入証紙
貼り付け箇所

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の の本籍地(都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第1項の証明書(免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)

(旧)

第5号様式(第9条関係)

高知県収入証紙
はり付け箇所

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の の本籍地(都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外的関係の理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第1項の証明書(免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入して

(新)

- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了(履修)年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄及び「修了(履修)年月日」欄にそれぞれ記入してください。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

(旧)

- ださい。
- 3 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

選択必修領域の導入について

～平成28年4月から免許状更新講習の内容が変わります～

【目的】

受講者の希望やニーズに基づき、これまでの「必修領域」の内容を精選し、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じて、適時に現代的な教育課題を学べるようにする。

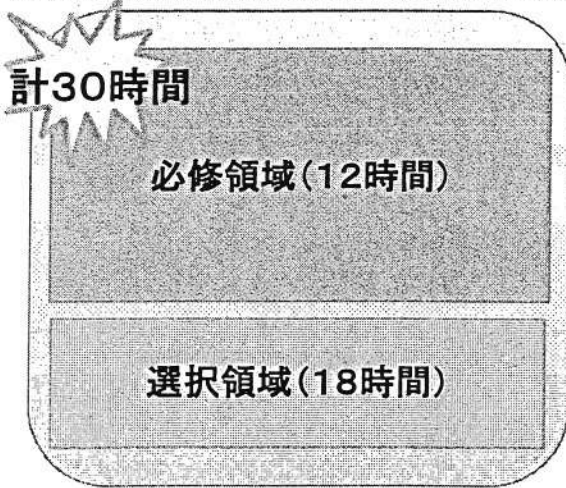
【内容】

- これまでの「必修領域」の内容及び時間数の見直し(12時間→6時間)
- 学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」の導入(6時間)

【施行日】

平成28年4月1日 ※経過措置あり

今までの免許状更新講習の内容



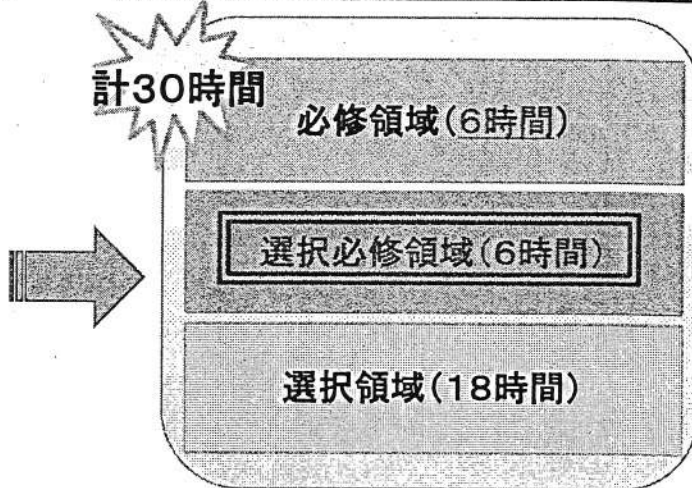
【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

これからの免許状更新講習の内容



【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。)等)

※この中から、学校種・免許種等に応じて選択(6時間)

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

経過措置について

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします)
また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。

Q&A

Q1. 選択必修領域講習を異なる大学でそれぞれ受講し、その結果、2講習（計12時間）履修認定がなされた場合、選択必修領域として余分に履修認定を受けた1講習（6時間）を選択領域の18時間分に振り替えることは可能でしょうか？

A. 免許状更新講習規則第4条において、免許状更新講習は領域ごとに受講する内容及び時間数が定められているため、これに基づき、各領域の認定を受けた講習をそれぞれ履修する必要があります。このため、選択必修領域として認定を受けた講習を、別の領域の講習として振り替えることはできません。

Q2. 平成27年2月～平成29年1月末までが受講期間となっており、改正前の必修領域を12時間受講したのですが、改めて選択必修領域を受講する必要はあるのでしょうか？

A. 平成28年3月より前に必修領域を履修し、その履修認定がなされているのであれば、改正後の必修領域及び選択必修領域の履修認定を受けたものとみなしますので、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。

Q3. 平成28年3月より前に選択領域12時間のみを受講したのですが、免許を更新するためには、あとどのような講習を受講すればよいのでしょうか？

A. すでに履修された選択領域（12時間）については、改正後の選択領域（12時間）を履修したものとみなしますので、あとは、改正後の必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）並びに選択領域（6時間）を履修していただく必要があります。

なお、改正前と同様、現職教員は該当する申請期間内に手続きを行う必要があります。現職教員でない方についても、履修認定を受けてから2年2か月の間に更新手続きを行う必要がありますので、御留意下さい。

Q4. 選択必修領域と選択領域との違いは何でしょうか？

A. 選択必修領域は、所有する免許状の種類や勤務する学校の種類などにより、省令に規定された内容から受講者本人が選択して受講するものです。

また、選択領域は、職（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習（新免許状所持者の場合は、免許状の種類（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習）の履修が必要ですが、選択必修領域はその必要はありません。